

# 歌劇のまち宝塚条例（案）策定

本年より、議会改革の一環で始まった政策研究会、「宝塚歌劇を市民が身近に感じる政策の研究会」が、3/26 から始まり、6/24 で 10 回の会議を終了し、ようやく条例案が出来上がりました。

政策研究会は、宝塚市議会初めての試みで、この研究会の副会長として取りまとめに非常に苦労しましたが、立場や意見の違う 8 人の議員が共同作業で、前文・条文を完成させました。

100 周年という節目に、宝塚歌劇を宝塚市としてどのように位置づけるかは、大変重要なことだと思います。

昨年の 12 月議会での一般質問で提案させて頂きましたように、「宝塚歌劇がある街、宝塚市」を PR し、一部のファンだけでなく、市民が応援できる状況を、条例制定によって創出できればと考えております。

理想的な条例案ですが、今後宝塚歌劇が市民にとって、もっと身近なものになることを、期待しています。



©Tezuka Productions

この条例案は、この後いくつかの手続きを経て、議会に議案として上程される予定です。



## 歌劇のまち宝塚条例（案）

宝塚歌劇団は、女性みの歌劇団として誕生し、大正 3 年（1914 年）の初公演以来、優れた舞台芸術の創造、発信を続け、平成 26 年（2014 年）に 100 周年を迎えた。

この間、宝塚歌劇団の活動が、国内外に発信されることで、宝塚市の知名度が高まるとともに、芸術文化の薫り高い住宅都市のイメージが形成された。

今後は、世代を超えて宝塚歌劇に親近感を感じられるような土壌を育むことも大切である。

宝塚市は、これからのまちづくりにおいて、100 年にわたる宝塚歌劇の歴史を尊重しながら、「歌劇のまち宝塚」ならではの新たな魅力を創出していくことが求められる。

これからも多くの人々が住みたい、訪れたいと思えるまちであり続けられるよう、ここに歌劇のまち宝塚条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、「歌劇のまち宝塚」ならではのまちづくりを進めることを目的とする。

（市の役割）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（市民の役割）

第 3 条 市民は、「歌劇のまち宝塚」に誇りと愛着を持って、魅力あるまちづくりに努めるものとする。

（事業者の役割）

第 4 条 事業者は、第 1 条の目的に沿ったまちづくりに協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年〇月〇日から施行する。

